

寄付金に対する税制上の優遇措置について

学校法人国際武道大学へのご寄付は確定申告を行うことで税制上の優遇措置を受けられます。

寄付金控除には、税額控除制度と所得控除制度の2種類があり、寄付者ご自身でどちらか一方の制度をご選択いただけます。控除額は、個人の所得、税率、寄付金額などにより異なりますが、所得税率に関係なく所得税額から直接控除される税額控除制度を適用した方が、多くの方において所得控除制度よりも控除額が多くなります。

【個人の場合】

■所得税

税額控除制度

(当該年中の寄付金の合計額 - 2,000円) × 40% = 寄付金控除額
寄付金控除額が**所得税額**から「**税額控除額**」として直接控除されます。

※1 当該年中とは、1月1日から12月31日の間です。

※2 寄付金額（総所得金額等の40%が限度）から2,000円を差し引いた額の40%を所得税額から控除できます。（ただし、所得税額の25%が限度）

所得控除制度

(当該年中の寄付金の合計額 - 2,000円) = 寄付金控除額
寄付金控除額が**課税所得**から控除されます。

※1 当該年中とは、1月1日から12月31日の間です。

※2 寄付金額（総所得金額等の40%が限度）から2,000円を差し引いた額を、所得（課税所得金額）から控除できません。

※3 所得税の税率は、課税所得の額により5%から45%の7段階に区分されています。

詳しくはお住いの地域の税務署にご確認ください。

比較例

課税年間所得が
500万円の方

寄付金が
10万円の
場合

メリットの大きい方を選択

税額控除

寄付金 控除率 還付金額
(10万円 - 2,000円) × 40% = **39,200円**

課税所得に関わらず定率

所得控除

寄付金 控除率 還付金額
(10万円 - 2,000円) × 20% = **19,600円**

課税所得に応じて5%から45%の7段階

※あくまで金額の目安としてご覧ください

■個人住民税 【千葉県及び勝浦市にお住いの方】

本学へご寄付いただいた翌年1月1日にお住いのご住所が下記の自治体の方は、所得税の確定申告をすることにより、翌年度の個人住民税の寄附金税額控除の措置を受けることができます。

対象となる自治体	都道府県	千葉県
	市区町村	勝浦市
自治体	上記の自治体及び今後、本学を住民税控除の対象法人として指定した自治体から依頼があった場合には、自治体に寄附者名簿を提出することになっております。寄附者名簿には、寄附者氏名、住所、寄附金額、寄附金受領日を記載いたします。	
控除される金額	(寄附金額 - 2,000 円) × 住民税控除率 = 住民税控除額 が住民税の所得割から控除されます。 * 控除対象となる寄附金額は、ご寄付された年の総所得金額等の 30% が上限となります。 * 住民税控除額は最大で 10% 控除されます。	

【法人の場合】

寄附金額を全額損金として取り扱うことのできる「受配者指定寄附金制度」や「特定公益増進法人に対する寄附」とがあります。

税制上のメリットが大きい受配者指定寄附金制度を推奨いたします。

◇受配者指定寄附金制度

私立学校の教育研究の発展に寄与するために、日本私立学校振興・共済事業団（略称：私学事業団）を通じて寄附者（企業等法人）が指定した学校法人へ寄附をしていただく制度です。法人税法上、寄附金額の全額を当該事業年度の損金の額に算入することが認められており、寄附者にとって大変有利な制度です。

この制度を利用する場合は、本学に一度ご寄附（送金）をいただいた後に、本学から私学事業団へ送金するという手続きになります。寄附者の方には、私学事業団発行の寄附金受領書（領収書）をお送りします。

寄附金受領書（領収書）の日付は、私学事業団が入金確認をした日付になります。手続きに日数を要しますので、決算月にご寄附をいただく場合には余裕をもって手続きをお願いいたします。

◇特定公益増進法人に対する寄附

特定公益増進法人に対する寄附は、一般の寄附先に対する寄附の損金算入限度額とは別枠で、当該事業年度の損金に算入することができます。

* 学校法人国際武道大学は文部科学大臣から特定公益増進法人であることの証明を受けています。